#### 出来事(2015年9月)

## 1. 厚生労働省の組織変更(10月1日)

「医薬・食品局」が「医薬・生活衛生局」に、「食品安全部」が「生活衛生・食品安全部」になり、健康局の「生活衛生課」と「水道課」が、「生活衛生・食品安全部」に移りました。

# 2. 新規の食品添加物の指定

9月18日、1-メチルナフタレン(国際汎用香料)が新規指定され、指定添加物は449品目になりました。この指定により、国際汎用香料(54品目)は全て指定されたことになります。

現在、過酢酸製剤(過酢酸、オクタン酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸)、 次亜臭素酸水、アスパラギナーゼ(Aspergillus oryzae NZYM-SP株)の新規指定、亜塩素酸ナ トリウムの使用基準の改正に向けた手続きが進められています。

#### 3. 機能性表示食品の届出

4月17日から、消費者庁のホームページ「機能性表示食品に関する情報」に掲載されています。 http://www.caa.go.jp/foods/index23.html

これらを消費者庁の区分に従って、集計すると以下のようになります。

サプリメント	その他加工食品	生鮮食品	合計	撤回
56 品目	3 9 品目	2 品目	97品目	1 品目 *

\*「ビルベリー」(森下仁丹株式会社)の撤回届出書が、6月1日に受理されたとのことです。

#### 4. トランス脂肪酸

本年4月1日に施行された食品表示法に基づく食品表示において、トランス脂肪酸の表示は任意とされました。一方、6月16日、米国食品医薬品局(米国FDA)が、部分水素添加油(PHOs)を3年の経過措置を設けた上で、GRAS(Generally Recognized as Safe)に認めないと官報に告示しました。その報道を受けて国内の報道機関による報道や各種の団体による意見表明がなされていますが、それらはエビデンスに基づいているとは言い難い状況です。

9月17日に、NPO食品安全グローバルネットワークが、衆議院第一議員会館・多目的ホールで開催した院内学習会には、国会議員を含む140名の参加で盛況でした。

内容は、2点でした。①食品に含まれるトランス脂肪酸の実態調査結果、②トランス脂肪酸 を含む脂質栄養学の最新の考え方。

## 5. 英国のトランス脂肪酸の禁止で、5年で7000人の心臓病の予防が可能

英国人のトランス脂肪酸の摂取量は、エネルギー比で 0.7%であるが、経済的に地位の低い 集団では、1.3%になる。トランス脂肪酸には、「天然「と「人工」があるが、人工トランス脂肪酸の禁止で、この集団の冠動脈疾患の減少が可能とのことです。

http://www.eurekalert.org/pub\_releases/2015-09/b-btf091115.php

6. 天然と人工のトランス脂肪酸による心臓の健康への影響

天然のトランス脂肪酸が死亡リスクを削減することに関連するという European Heart Journal の発表について、さまざまな意見があるようです。

http://www.sciencemediacentre.org/?p=26201&upm\_export=print

#### 7. 組換え DNA 技術応用食品添加物

- ○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え添加物(19品目、最終:2015年5月11日) http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000071167.pdf
- ○安全性審査が終了した遺伝子組換え添加物リスト(65品目、最終:2015年7月31日) グルタミルバリルグリシン(Escherichia coli DP-No.2株、GG-No.1株)(味の素株式会社) http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000071168.pdf
- ○安全性審査継続中の遺伝子組換え添加物リスト (2015年8月1日現在) エキソマルトテトラオヒドロラーゼ (MDT06-228 株)、アスパラギナーゼ (Aspergillus oryzae NZYM-SP 株)、6-α-グルカノトランスフェラーゼ (NZYM-RO 株)、L-システイン 塩酸塩 (CYS-No.1 株)

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000071169.pdf

#### 8. 改正労働安全衛生法、2016年6月施行予定

昨年(2014年6月25日)公布された改正労働安全衛生法(平成26年法律第82号)の中の化学物質についてのリスクアセスメントの実施の義務化が、来年(2016年)6月に施行される予定とのことです。

- ・一定の危険性・有害性が確認されている化学物質(SDS公布義務対象である 640 物質)による危険性又は有害性等のリスクアセスメントの実施が事業者の義務となります。
- ・事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講ずる義務 があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講ずることが努力 義務となります。
- ・上記の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者が対象となりますが、食品添加物業 界に多い中小企業では負担が重く、経過措置期間が短いことによる周知徹底の不備などが 指摘されています。

# 9. 食品の放射能問題

(原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限)

- ① 9月は、新たな出荷制限等はありませんでした。
- ② 出荷制限:福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材(10月2日現在)

## 10. カロリー表示 (米国 FDA)

9月11日、FDAは、メニュー表示のガイドライン案を公表しました。20以上の施設をもつ

レストランでは、カロリー表示が必要になるとのことです。

http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm461964.htm

## 11. ヒトと動物用の食品のための予防管理規則 (米国 FDA)

FMSA の下で制度化されるヒトと動物用の食品のための予防管理規則について、10月 20日 にシカゴで公聴会が開催されるとのことです。

http://www.fda.gov/food/newsevents/constituentupdates/ucm462443.htm

# 12. ナトリウムイニシアチブ (ニューヨーク)

9月9日、ニューヨークは、ナトリウムが多いに、メニュー項目の横に警告ラベルを表示することを、ニューヨーク衛生委員会理事会で、全会一致で可決され、2015年12月1日から、全国15店以上のレストランではナトリウムの表示が必要になるとのことです。

http://www.nyc.gov/html/doh/html/diseases/salt.shtml

## 13. 輸入食品の違反事例

- ・株式会社丸本および株式会社南九が、韓国から輸入した「生鮮トマト」の命令検査で、フルキンコナゾールが一律基準を超えて検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。 \*フルキンコナゾール:殺菌剤
- ・株式会社ケイアンドテイが、韓国から輸入した「からしめんたいこ」の行政検査で、使用基準不適合(ポリソルベート 80:0.07359g/kg 使用、亜硝酸ナトリウム及びソルビン酸カリウム:対象外使用)により、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社アルカンがフランスから輸入した「冷凍キノコ」(原産国:ポーランド、ブルガリア)の自主検査で、放射性物質(セシウム)160Bq/kgが検出とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

(作成:2015年10月2日)